

に聴く

弁護士



## 判例から見る 労働トラブルの 防止対策

弁護士 森 美穂

111



### 元従業員の競業避止義務

1、従業員が退職する際に自社のノウハウが競業他社に流出するのを防ぐ目的で、または退職者により自社の顧客が奪われるのを防ぐ目的で、競業避止義務を定めた合意書を取り交わすことがあります。

2、REI元従業員事件（東京地判令和4年5月13日判決）は、主にシステムエンジニアを企業に派遣・紹介する株式会社である甲社に雇用され、11か月間A社を就業場所としてシステムエンジニアとして就労した後に、甲乙間で次項記載内容の合意書（本件合意書）を作成したところ、乙が退職日の翌日からB社と業務委託契約を締結しA社においてシ

ステムエンジニアとして就労したため、甲社が乙に対し合意書違反を理由に損害賠償請求をしたというものです。

### 3、本件合意書の内容

『4条 退職後1年間につき次の行為を行わないことの誓約』

#### (1) 甲社との取引に関する事業者への就職

#### (2) 甲社の客先に関する事業者への就職

#### (3) 甲社と取引及び競業関係にある事業者への就職

#### (4) 甲社と取引及び競業関係にある事業の自らの開業又は設立

#### （5条・6条 違約時の賠償金支払の誓約）

4、裁判所は、本件合意書について、秘密保持に係る条項を遵守するため競業避止義務を定めたものと解したうえで、甲社が主にシステムエンジニアを企業に派遣・紹介する株式会社であつてその具体的な作業は各派遣先等の指示に従うものとされており、甲社がシステム開発、システム運営等に関する独自のノウハウを有するものとはいえず、また乙がそのようなノウハウの提供を受けたとも認められることから、甲社が本件合意書で退職後の競業避止義務を定める目的・利益が明らかとはいえないとした。

### 5、企業が退職者に対して、合意書等を作成して競業避止義務を課す場合

には、それが企業防衛のため正当な目的を有する場合であつても、「必要かつ合理的な範囲」を超えたと判断されると、合意書全体が無効とされるリスクがあります。したがって、競業避止義務を課す目的・利益を踏まえ、合理的な内容とすることが求められます。

（森法律事務所 所長）



み

であること、11か月間という乙の職務経歴に照らすと、前記の範囲をもつて転職等を禁止することを定めたものであり、代償措置もないことから、本件合意書に基づく合意は、競業避止義務の期間が1年間にとどまることを考慮しても、その制限が必要かつ合理的な範囲を超えて公序良俗に反して無効であると判示しました。

（イラスト・源 安孝）